

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 水道建設課

不利益処分の内容	給水装置工事事業者の指定の停止	
根拠法令等及び条項	栃木市指定給水装置工事事業者規程第 1 1 条	
処分基準	根拠条項	栃木市指定給水装置工事事業者規程第 1 1 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 2 年 3 月 2 9 日設定 令和 元年 1 0 月 1 日最終変更
		<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市指定給水装置工事事業者規程抜粋</p> <p>第 1 1 条 前条各号のいずれかに該当する場合において、指定工事事業者に考慮すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに代えて、6 月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。</p>